

事 務 連 絡
平成 20 年 1 月 12 日

各 検 疫 所 御 中

医薬食品局食品安全部監視安全課

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成 19 年 6 月 13 日付け食安監発第 0613001 号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱っているところです。

今般、今般、米国政府から、米国農務省による査察の結果、下記の施設において、昨年 11 月 14 日以降に処理され、対日輸出された牛肉及び舌（牛肉等）に、対日輸出条件（20 ヶ月齢以下）に適合しない 21 ヶ月齢に由来するものが混入したことが判明したことから、当該貨物の回収・積み戻し措置をとるとの通報がありました。

ついては、下記の施設から出荷される牛肉等については、輸入届出書を受理せず、輸入者に対し積み戻しを指導願います。

記

施 設 スミスフィールド社モイヤーパッキング工場 (Establishment 1311)